平成26年度

第1回　国民健康保険運営協議会　議事録

日時　：　平成26年5月15日（木）　午後2時

場所　：　交野市役所　別館3階　小会議室

平成26年度　第1回交野市国民健康保険運営協議会　議事録

1. 開会　　平成26年5月15日（木）午後1時57分
2. 閉会　　平成26年5月15日（木）午後2時33分
3. 出席委員　大森　正会長
西井　紀子委員
山口　幸三委員
古田　よしえ委員
山添　正和委員
波戸　良光委員
小菓　裕成委員
奥田　忠嗣委員
中村　慶三委員
4. 事務局　宇治　正行副市長・井上　恵子部長・萩原　良造参事・村上　務課長
中井　妹衣子課長代理・堤下　栄基課長代理・西口　香苗係長
5. 議事日程　・委員の委嘱について（西井委員）
・平成25年度国民健康保険特別会計決算見込みについて
・諮問事項1　平成26年度国民健康保険医療分の保険料・率について
・諮問事項2　平成26年度国民健康保険支援金分の保険料・率について
・諮問事項3　平成26年度国民健康保険介護分の保険料・率について
・その他
6. 議事内容

大森会長：　本日は、平成26年第1回交野市国民健康保険運営協議会を招集しましたところ、皆様方には公私にわたりまして、多忙な中にもかかわりませず、出席賜りまして誠にありがとうございます。
平素は当協議会の運営には温かいご理解と多大なお力添えを賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。
本日は、会議に先立ちまして、本年3月31日付けで本運営協議会委員としてお世話いただきました福井委員が退任されまして、新たに西井氏を委嘱させていただく。中田市長公務のため市長に変わりまして、宇治副市長より委嘱状をお渡しいただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

宇治副市長：　委嘱状、西井紀子様、交野市国民健康保険運営協議会委員、公益を代表する委員を委嘱します。平成26年4月1日、交野市長中田仁公、どうぞよろしくお願いいたします。

大森会長：　西井委員さんには、今後ともよろしくお願いいたします。

西井委員：　よろしくお願いいたします。

大森会長：　それでは、ただ今から平成26年第1回交野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。まず、宇治副市長よりご挨拶お願いいたします。

宇治副市長：　皆さま、こんにちは。副市長の宇治でございます。

本日は、お忙しいところ、平成26年度第1回国民健康保険運営協議会にご臨席賜りまして、誠にありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、平素より、本市行政運営、とりわけ国民健康保険事業の運営に関しまして、ご指導、ご協力を賜りますことを、心からお礼申し上げます。

さて、昨年12月に国会で可決されました「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆる「社会保障改革プログラム法」では、医療、介護、保険などの制度改革について、そのスケジュールや実施時期などが定められております。このプログラム法に則りまして、現在、医療の現場におきましても、持続可能な医療制度を目指し、計画的な見直しがなされているところでございます。

具体的には、保険に係る被保険者の負担に関する公平の確保という観点から、低所得者の保険料負担の軽減や保険料の賦課限度額の引上げが行われたほか、70才代前半の方の窓口負担について1割から2割への引上げについても見直しが行われたところでございます。

今後につきましても、低所得者の方に配慮しつつ、負担能力に応じ応分の負担を求めるために、高額療養費について、現在の3段階から5段階への見直しを行われる予定となっております。

本市におきましても、国保制度の安定化に向け鋭意努力してまいりますが、市民の皆様のご理解とご協力も必要不可欠となってまいります。委員の皆様におかれまして引き続きご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

さて、本日の運営協議会の議題でございますが、平成25年度国民健康保険特別会計決算見込についてのご報告と、諮問事項が3点ございます。諮問事項の内容でございますが、医療分、高齢者支援金分及び介護分の保険料・率についてとなっております。

後ほど事務局から諮問事項等について、詳しく説明させていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを致します。

大森会長：　どうもありがとうございました。ここで、4月の人事異動で事務局のメンバーが代わっておりますので、事務局より自己紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局自己紹介）

大森会長： どうもありがとうございました。次に事務局より委員の出席状況を報告願います。

堤下課長代理： 本日の出席状況をご報告いたします。なお、原委員、藤崎委員、雲川委員及び池田委員につきましては、欠席の連絡がありました。現在の委員定数13名中、9名の出席でございます。これは本運営協議会規則第7条により、本運営協議会は成立しています。以上で報告を終わります。

大森会長： ありがとうございます。続きまして会議録署名委員の指名でございますが、協議会規則第13条により議長が指名することとなっておりますので、誠に僭越でございますが指名させていただきます。まず、被保険者を代表する山添委員、もうひと方、保険医・保健薬剤師を代表する波戸委員よろしくお願いいたします。
それではこれより本日の案件に入りますが、市長より本運営協議会に諮問書が提出されておりますので、宇治副市長よりお願いいたします。

宇治副市長： 諮問書、平成26年度交野市国民健康保険料・率について、別紙のとおり諮問いたします。
1 交野市国民健康保険医療分の保険料、率について
(1)所得割については、前年度と同率の100分の7．30とする。
(2)均等割については、前年度と同額の27，360円とする。
(3)平均割については、前年度と同額の21，540円とする。
2 交野市国民健康保険支援金分の保険料、率について
(1)所得割については、前年度と同率の100分の2．24とする。
(2)均等割については、前年度と同額の8，180円とする。
(3)平均割については、前年度と同額の6，440円とする。
3 交野市国民健康保険介護分の保険料、率について
(1)所得割については、前年度と同率の100分の2．18とする。
(2)均等割については、前年度と同額の9，930円とする。
(3)平均割については、前年度と同額の5，780円とする。
以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大森会長： ありがとうございました。ここで諮問事項をご審議いただきます前に、事務局より平成25年度国民健康保険決算見込みについてご報告願います。事務局よろしくお願いいたします。

村上課長： それでは、平成25年度国民健康保険特別会計の決算見込みについてご報告いたします。

資料の1ページをお開きください。中段の少し下になりますが、合計といたしまして歳入合計79億9，509万円、歳出合計79億6，298万9千円、歳入歳出差し引き額につきましては、約3，200万円の黒字となる見込みでございます。

主な要因でございますが、歳入におきましては、まだまだ厳しい不況で被保険者の所得が上がらなかったために、保険料調定額が予算に満たない見込みでございますが、歳出面での、例年、赤字の最大の原因でありました医療費が想定外に伸びなかったことで、なんとか黒字で終えられそうです。例年、最終決算においで、赤字補填のために一般会計から追加の繰り入れを行っていたのですが、25年度につきましては、それも行わない予定でございます。国保特別会計が単独で黒字になるのは久しぶりなのですが、たまたまインフルエンザ等の大きな流行がなかったこともありますし、他市では25年度も医療費がまだまだ伸びているという市もあり、まだまだ気を抜くことはできません。今後も健全な財政運営をつとめてまいります。

次に、ページの下段、平成25年度末の被保険者数等の状況でございます。25年度3月末の被保険者数は19，159人で、世帯数は11，033世帯でございました。昨年度に比べまして214人の減少、20世帯の増加でした。被保険者の減少の理由としましては、少しは経済が上向いてきたのでしょうか、会社の倒産やリストラといった理由で社会保険から国民健康保険に変わる方が例年より少なめなこと、また、75歳を迎えられて国保から後期高齢者医療に移行する世代が多くなってきたためでございます。医療費のかかる高齢者が国保から抜けることは、先ほどの医療費が伸びなかった理由の一つと考えております。

以上、簡単ではございますが平成25年度の決算見込みについての報告を終わらせて頂きます。

大森会長： ただ今、平成25年度の国民健康保険特別会計の決算の報告がありました。この件につきまして質疑をお受けいたします。何かご質問はございませんでしょうか。

中村委員： ちょっと教えてください。被保険者数ですが、19，159名、これは介護第2被保険者数6，324名を含んでいるのですか。

村上課長： 含んだものです。

大森会長： よろしいでしょうか。

中村委員： わかりました。

大森会長： 他にございませんでしょうか。

別段ございませんので、質疑を終了させていただきます。

それでは、本日の会議に伴う資料が提出されております。諮問事項1、2、3は互いに関連いたしますので、一括審議といたしたいと存じますが、ご異議ございませんで

しょうか。

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、諮問事項1、2及び3の説明を一括してお願いいたします。事務局よろしくお願いいたします。

村上課長： それではご説明申し上げます。諮問書にございますとおり今年度の料率につきましては、医療分、支援金分、介護分とも昨年度と同じ料率の据え置きを考えております。その理由としましては、さきほどの決算見込みでご報告いたしましたように、25年度の決算は医療費の伸びが低く、黒字の見込みであることと、被保険者の皆様の生活の実態は依然として厳しく、その上、この4月からの消費税アップとなりましたので、さらに生活を圧迫させるものと考えることから、今年の引き上げは厳しいと感じております。

では、保険料を引き下げることについては、今後もさらに高齢化が進み、他市では依然、医療費が上がっているところもございますので、このまま医療費が上がらないと楽観視はできないことから、すぐに保険料を引き下げるという判断はまだ早いと考えます。以上のことから、26年度の保険料率は据え置きを提案させていただくものでございます。

では、資料の説明を行います。お手元の資料2ページをお開き願います。諮問事項1、平成26年度国民健康保険医療分の保険料率についてでございます。平成22年度からの料率の推移を表しております。医療費の増加にともない所得割につきましては、年々保険料を上げてきたという状況ですが、今年度は据え置きを考えております。

次に3ページでございます。北河内各市の医療分の保険料率の26年度分と25年度分の比較表でございます。守口市、門真市は未定で四條畷市は引き上げる予定と聞いております。

4ページでは、その北河内各市の保険料比較を、2人世帯をモデルとしまして、所得別の年間保険料を表示いたしております。網掛けしております所得100万円の場合と300万円の場合を下の棒グラフでお示ししております。医療分では交野市は、北河内7市中3番目に低い保険料となっております。

続きまして、5ページをお開きください。諮問事項2、後期高齢者支援金分の保険料率でございます。こちらは75歳以上の後期高齢者の医療費の一部を74歳以下の被保険者が負担するものでございまして、年々、高齢者の医療費も上がっているため、料率も上がってまいりました。こちらも26年度は据え置きを考えております。6ページ、7ページは医療分と同様北河内の各市の比較のグラフになります。

続きまして、8ページになります。諮問事項3. 介護分の保険料率でございます。65歳以上の方が受けられる介護サービスの費用の一部を、40歳から64歳までの被保険者が負担するものでございます。こちらのほうも利用サービス費が年々増えており、料率も上がっておりました。こちらも26年度据え置きを考えております。9ページ、10ページに北河内各市の介護分保険料率の状況を挙げております。

以上、医療分、支援金分、介護分それぞれの料率と北河内での比較を申しましたが、別々ではわかりにくいため、トータルすればどうなのかというものを11ページ12ページに載せております。11ページには介護分がかからない40歳未満および65歳以上の世帯を、12ページに介護分もかかる40歳以上65歳未満の世帯の保険料比較を表しております。医療分、支援金分、介護分を合計いたしますと、所得200万円以上の世帯から交野市は北河内で一番低い保険料になる見込みでございます。

また、本日お配りしております参考資料、A3版の織り込んだものになりますが、そちらには大阪府内の保険料比較になります。25年度の状況ではございますが、交野市は大阪府内でも下の方という状況でございます。100万円と裏面が300万円の2パターン示しております。網掛けをしておりますのが、北河内の状況でございます。今後も保険料の上昇を抑えられるよう、医療費の適正化に努めてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではありますが諮問事項の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大森会長： ご苦労様でした。ただ今、事務局より諮問事項の説明が終わりました。これより質疑に入らせていただきますが、質疑は諮問事項1、2、3を一括にていたします。それでは何かご質問がございましたらどうぞ。

波戸委員： 保険料率は据え置きということですが、賦課限度額が支援金分と介護分で上がっていますが、間違いありませんでしょうか。

村上課長： 前回2月の運営協議会に諮問させていただいたとおり、支援金分及び介護分につきましてはそれぞれ2万円ずつ上げさせていただきまして、国基準に追いついたものでございます。

波戸委員： では、これは案ではないですね。

村上課長： 案ではないです。決定です。先の条例改正で承認されております。

波戸委員： 参考のところに案ってなってますからね。

村上課長： 申し訳ございません。案は必要ないですね。申し訳ございませんでした。

大森会長： これは直しておいていただけますね。

村上課長： はい。

波戸委員： それともう1点、賦課限度額の限度額の課税所得は医療分、支援金分、介護分そ

れぞれ一緒なんでしょうか。

村上課長：　同じ所得で判断しております。それに料率をかけてそれぞれの限度額を超えた場合は限度額が保険料となります。

波戸委員：　一応確認させてください。二人世帯で賦課限度額の上限は課税所得はいくらなんでしょうか。

村上課長：　医療分、お二人でしたら所得でおおよそ800万円以上です。

波戸委員：　課税ではなく、所得ですね。課税所得ですかそれとも総所得ですか。

村上課長：　総所得です。それ以上が限度額に達することになります。支援金分、介護分につきましては、それぞれ料率が変わってまいりますので、多少前後はいたしますけども大体同じぐらいの額になります。

波戸委員：　はいわかりました。

大森会長：　他にございませんでしょうか。

山口委員：　今おっしゃった保険料の賦課限度額が上がったということは、限度額を上げることによって余計に、このまま同じ状況でしたら、財政的にはいい状態が続くのかなぁと。もちろんインフルエンザ等になったらあかんけどもね。同じ状況であれば賦課限度額を上げたことによって、財政が多少助かるのですね。

村上課長：　賦課限度額を上げることによりまして、所得割の料率を下げることができるんです。今回はすべて据え置きになりましたけども、実際は支援金分、介護分も予算的には上がっております。その上げた分、所得割を上げなければならないんですけども、限度額を上げたことによって所得割を抑えられましたので、結果、料率が据え置きになったということでございまして、増えるものではありません。

大森会長：　よろしいですか。

山口委員：　それにしても、これにかかる賦課限度額はすべて国基準ですか。

村上課長：　すべて国基準です。

大森会長：　よろしいですか。

山口委員： はい。

大森会長： 他に質問はございませんでしょうか。

別段ないようですので、質問を終了させていただきます。それではまず、諮問事項1、平成26年度国民健康保険医療分の保険料・率について、諮問どおりの答申とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしということで発言をいただいております。諮問事項1、平成26年度国民健康保険医療分の保険料・率につきましては、諮問どおり決定いたしました。

次に、諮問事項2、平成26年度国民健康保険支援金分の保険料・率について、諮問どおりの答申とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。この件につきましても異議なしということで、諮問事項2、平成26年度国民健康保険支援金分の保険料・率は、諮問どおり決定いたしました。

つづきまして、諮問事項3、平成26年度国民健康保険介護分の保険料・率について、諮問どおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。この件につきましてもご異議がないようですので、異議なしと認め、諮問事項3、平成26年度国民健康保険介護分の保険料・率は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

どうもありがとうございました。なお、答申書の文書整理につきましては、議長に一任とさせていただきたく思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。それではそのようにさせていただき、早速、市長に答申書を提出いたします。

以上をもちまして、本日上程されました答申事項はすべて議事を致しましたが、その他の案件で、事務局なにかございましたらよろしくお願いいたします。

村上課長： 本日お配りいたしておりますA4の報告資料をご覧いただきたいと思います。25年度の事業の結果及び26年度の取り組みを掲載させていただいております。25年度の新たな取り組みといたしまして、特定健診につきまして、検診項目の追加及び自己負担額の見直しをさせていただきました。24年度までは一律国基準の検査項目で500円という形にさせていただきましだけども、25年度はゆうゆうセンターでの集団健診は検査項目を追加しまして、自己負担額は500円でそのまま据え置き、各医療機関での個別健診では、検査項目の検査項目の追加はございませんが、自己負担を無料という形でさせていただきました。

次に人間ドックの費用の補助という形で。もともと人間ドックを受けているので、特定健診を受けませんという方がいらっしゃいました。そういう方も報告いただけましたら

特定健診の人数にカウントできるものですから、私たちは健診受診率アップのためにもこの方々にご協力いただきたいこともありまして、そういった資料提供いただいた方には、上限は6，000円ではございますけども、対象者に補助を行う形で25年度10月から始めさせていただきました。結果といたしまして、半年で80件、それまでは24年度までは本当にご協力だったので年間7件、8件だったんですけども、昨年は半年で80件も提出いただきましたので、少しは受診率アップに繋がったものと考えております。

3番目が健診未受診者対策といたしまして、国の交付金を活用しまして外部委託で、民間業者による文書送付及び電話勧奨さらに数ヵ月後に再度、電話で本当に受診されたかの確認をさせていただいて受診を呼び掛けたところでございます。その結果、受診率、下にお示ししておりますとおり平成23年度が22．5％、平成24年度が23．8％、平成25年度がまだまだ微増でございますが、26．5％という見込みです。まだまだ国の目標や当市の25年度の目標の40％に比べて遥かに低い数字ではございますが、なんとか健診受診者を増やして、皆さんの健康、早期発見、早期治療をもって医療費の削減ができればと考えており、また今年も改めて力を入れていきたいと思います。

26年度の取り組みといたしまして、1番目といたしまして保険料のコンビニ収納を開始いたします。ですので、納付書が届きましたらご自身で金融機関にお持ちいただくか、もしくは口座振替、もしくは年金からの天引きの方法になっておりましてけども、このご時世コンビニが当たり前の世の中になっておりますので、コンビニの収納を始めさせていただきます。これによりまして24時間365日全国どこでもいけますので、市民の利便性アップにも繋がると思っております。少し手数料は掛かりますが、市民の利便性と収納率アップのために導入させていただきたいと思います。また、広報・ホームページ等の充実拡大ということで、皆様まだ健康保険に対する知識周知というのは、制度的に難しいところもありますので、もっとPRさせていただいて、皆さんに健康の意識を持っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

大森会長：　どうもありがとうございます。ただ今、平成26年度の取り組みについてご報告がありましたが、ただ今の報告事項についてご意見、ご要望等ございましたらどうぞ。

山口委員：　25年度に取り組まれた検診項目追加と自己負担額の見直しと人間ドックの関係でね、　　人間ドックのとこにある特定健診の結果を提出するということは、特定健診を行って人間ドックを受けるということですね。

村上課長：　いえ、ふたつ同時はだめなんです。健診を受けない代わりに人間ドックを受けるというものです。

山口委員：　提出していただくって何を提出するの。

村上課長： 特定健診の項目を人間ドックで満たしておれば、その結果をいただきましたら特定健診を受けたとみなされます。申し訳ないですけどもどちらも受けられた方については人間ドックの補助はありません。検査項目が少ないから特定健診は受けず、人間ドックを受けるんだという方がたくさんいらっしゃいます。

山口委員： 特定健診の項目は、人間ドックの項目に入ってますよね。

村上課長： そうです。入っています。

小菓委員： 何人くらい来ました。

村上課長： 昨年度10月からの半年で80件です。

小菓委員： 我々医療機関で時々聞くんですけど、出すのをよく忘れるんですって。

村上課長： 申請の期限はございます。

大森会長： 他に。ございませんか。
どうぞ。

小菓委員： 26年度のコンビニの収納ですけども、ほんと365日いけるんですか。だいたいいろんな会費とか送られてきてコンビニ振り込みカードが2カ月とか3か月の期限が切れてそれが切れるとコンビニは受け付けてくれないことが多いんです。

村上課長： 納付期限が過ぎたものについてはコンビニでは受け付けてくれません。

小菓委員： 出来ないでしょ。だから365日ではないんです。

村上課長： そうですね。期限内のものであれば全国どこでも可能です。
納付の相談の時に、昼間に払いに行く時間がないとか、平日は金融機関に行けないとか、口座引き落としの申し込みに行く時間もないという話をよく聞きまして、だから払いに行くことができないんだという方がいらっしゃいます。ですので、コンビニ納付がありますということで、これから我々も推奨しやすいのでこういうことでさせていただきたいと思います。

小菓委員： ではどうするんですか。期限が過ぎたものに関しては。

村上課長： 申し訳ないですが、その分については金融機関にお持ちいただくしかないです。

それは保険料だけではなく、先に始めております税金とか水道料金等にコンビニ収納のいわばルールという形で、コンビニでは納期限が過ぎたものは受け付け出来ないということがありますので。

小菓委員：　そうですよね。それちゃんと用紙に書いておいてください。これ省いておいてください。365日。

村上課長：　はい。

大森会長：　やはり期限切れのものは受け付け出来ないようになっているんですね。

村上課長：　そうです。

大森会長：　他にございませんでしょうか。

他にないようですので、この件は終了させていただきます。

以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。本日は貴重なお時間をいただきまして、慎重なるご審議を賜りましてありがとうございました。委員の皆様方の温かいご理解、お力添えをいただきまして円滑なる議事運営ができましたことを厚く御礼申し上げ、本運営協議会を終了させていただきます。

誠にありがとうございました。